

新規墓地工事要領

使用区域の設定について

1. 使用区域の設定は使用面積を測量し、その区域と墓籍地番を明示しあります。
区域の設定は通路と墓域の境界ブロックと背後の抱壁に測量ピンを打ち込んであります。（規格外は除く）
礎台工事に当たっては、測量ピンのセンターを結ぶ幾何学的矩形の中に全てが納まるようお願い致します。（施工時には、お手元の永代使用登録標に記載の寸法を再度ご確認ください）
墓籍地番はラベル札を区画内に差し込んで明示されています。

建墓に関する一般制限規定

1. 墓石の高さの制限について（第一期/自由区画は除く）
墓石の高さは通路面から2.5メートル以内とします。
（規格区画の面積からいって、自ずと墓石の大きさが決まり、大体2メートル程度になります。）
土盛りの高さは通路から0.4メートル以内とします。
2. 墓石の向きは一部の区域を除きすべて南向き（通路面に直角）に建墓して下さい。
3. 付属建造物（階段・燈籠等）がある場合、所定の使用面積内に納まるように建墓して下さい。
植樹は使用面積内で可能ですが、剪定等の手入れは確実にお願い致します。
4. 浄土真宗の宗風に異類した建墓は出来ませんので注意して下さい。
（注）別紙『本徳寺廟所墓参のあり方について』『浄土真宗の宗風にそぐわない建墓または保安上問題のある墓石』『浄土真宗の宗風に沿った建墓の形式』を熟読の上、順守下さいませようお願い致します。
（注）建墓に関する規定、建墓の時期等についての詳し案内は墓地管理部または指定石材店でお聞き下さい。

建墓に関する今後の手続き

指定石材店が一切の手続きを致します

1. まず、本徳寺指定の石材店の内から工事業者を決めて下さい。
指定石材店を通して墓地の使用請求をされた方は、その石材店でご購入下さい
その他の方は本徳寺廟所墓地指定石材店（別紙参照）の中から適当な業者を選択して下さい。
移設・修理・改修・加筆・撤去のみの工事指定石材店にご依頼下さい。
建立後のアフターサービス（修理・加筆・移転・撤去等）も指定石材店にご依頼下さい。
本徳寺廟所墓地内での工事に関して、指定石材店以外は入山出来ませんのでご注意下さい。
2. 工事は使用権取得後、5年以内に完了して下さい。
墓石が当面不要の場合、台礎工事（土台の巻石・境界石あるいは割石礎台）を優先的にして下さい。
建墓は造成地盤が安定するのを待って着手されることをお進めします。
早急に建墓なさる場合は、不均等沈下のことを考えて、指定石材店と十分相談して下さい。
建墓後の、不均等沈下に関する責任は宗教法人本徳寺は責任を負いかねます。
3. 石材店が決まれば、『墓地内工事施行許可願』に工事図面を添付して本徳寺廟堂管理所で管理者に確認印をもらって下さい。（指定石材店が手続きを致します）
『墓地内工事施行許可願』は別紙添付しております。
工事に際しては、お手元の永代使用区画割付図（永代使用登録標）をご提示下さい。
4. 『墓地内工事施行許可願』に管理者（廟堂管理所）の確認の受印後建墓工事を行って下さい。
（指定石材店が手続きを致します）
（注）春秋彼岸の前後一週間・盆8/10～8/20の間は工事は出来ません。
5. 建墓工事完了時には『墓地使用許可申請書』『墓地内工事施行許可願』に完成写真（正面全体写真）、墓石設計図ならびに納品書を添付して管理部にご提出下さい。（指定石材店が手続きを致します）

許可証の発行について

1. 台礎工事または建墓工事が完了後、管理部で墓籍台帳書き込みの事務処理が済み次第、管理部から『墓地使用許可証』を発送致します。
『墓地使用許可証』は墓籍台帳に墓石の形・正確な面積等必要事項を記載した上でないと発行が出来ませんのでご了承下さい。
当面建墓の必要がない方は台礎工事のみの完了時に発行致します。

建墓式について

1. 当墓地は真宗の廟所墓地ですので、真宗以外の法式で荘厳することは出来ません。
（注）墓前読経は真宗の僧侶に限ります。（廟所の住職代務または真宗所属寺の住職をお頼み下さい）

納骨式について

1. 納骨をされる場合には埋葬者の『火葬許可証』（所轄官庁発行）または『改葬許可証』（所轄官庁発行）を添付して『本徳寺廟所墓地個人墓収骨埋葬届』にご記入の上、管理者にご提出下さい。
2. 当墓地は真宗の廟所墓地ですので、真宗以外の法式で荘厳することは出来ません。
（注）墓前読経は真宗の僧侶に限ります。（廟所の住職代務または真宗所属寺の住職をお頼み下さい）

年間管理料の納入について

1. 今年度から毎年7・8月頃に管理部より、墓籍台帳の一部写しと管理料振替用紙（必要箇所記入済み）を送付致しますので、8月31日迄に最寄りの郵便局に振り込んで下さい。
2. 管理料の金額は算定式に従い下記のとうりです。
180×120 / 6000円 180×180 / 7500円 180×270 / 9500円 180×360 / 11400円
3. 管理費は台帳管理・事務費用・通信費・公共用地の清掃、草刈、整備ならびに公共施設の維持整備その他に使用